

# 令和5年度蓮田市低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯の生活を支援するために、以下の対象のかたに給付金を支給します。希望されるかたはお早めに申請してください。

**給付額**

対象児童1人当たり  
5万円を現金支給

**申請期限**

2月29日(木)(必着)  
※2月末出生の新生児は3月15日(金)。

## ひとり親世帯分

対象者	支給時期	申請方法
①令和5年3月分の児童扶養手当を受給したかた	令和5年5月25日に支給済	
②公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないかた (児童扶養手当の支給制限限度額未満のかたに限る)	申請書を受付後、申請内容を確認し 随時支給	申請書(ひとり親世帯分)を提出 ※郵送可(申請用紙は市ホームページからダウンロード可)。
③食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当を受給しているかたと同様の事情にあると認められるかた(家計急変)		

## ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

対象者	支給時期	申請方法
④令和4年度の蓮田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給したかた	令和5年5月31日に支給済	
<b>対象児童</b>	<b>対象者</b>	<b>支給時期</b>
平成17年4月2日(一定の障害のある児童については、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれたかた ※対象児童のうち、配偶者を有しているかたを除く。	⑤-1 上記④以外のかたで、令和5年度の住民税均等割が非課税のかた(児童手当または特別児童扶養手当を受給しているかた)	令和5年7月20日に支給済、新規受給者については随時支給
	⑤-2 上記④以外のかたで、令和5年度の住民税均等割が非課税のかた(児童手当または特別児童扶養手当を受給していないかた)	申請書を受付後、申請内容を確認し 随時支給
	⑥ 上記④以外のかたで、食料品等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が上記⑤のかたと同様の事情にあると認められるかた(家計急変)	
		申請不要
		申請書(ひとり親世帯以外分)を提出 ※郵送可(申請用紙は市ホームページからダウンロード可)。

問合せ 子ども支援課児童福祉担当(内線)154